

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会会議記録

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員長 守永 信幸

1 日 時

平成30年3月28日（水） 午前10時29分から
午前11時58分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

守永信幸、衛藤明和、志村学、土居昌弘、御手洗吉生、阿部英仁、原田孝司、
平岩純子、河野成司、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した参考人の職・氏名

だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会
共同代表 徳田 靖之、平野 亙

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の普及状況について並びに障がいのある人に対する状況や課題及び今後の方策について参考人から意見聴取を行った。
- (2) 来年度の開催計画について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課調査広報班	主幹	飛河敦子
政策調査課政策法務班	主査	熊野彩
議事課議事調整班	副主幹	秋本昇二郎

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会次第

日時：平成30年3月28日（水）午前10時30分から

場所：第4委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

（1）参考人からの意見聴取

- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の普及状況について
- ・障がいのある人に対する状況や課題及び今後の方策について
だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会
共同代表 徳田 靖之、平野 亙

3 その他

平成30年度調査計画について

4 閉 会

会議の概要及び結果

守永委員長 皆さんおはようございます。これより、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員会を開催します。

今日は全員の出席ということでありがとうございます。

本日の委員会は、だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会の共同代表である徳田靖之さん、平野互さんに参考人として御出席いただきました。お忙しい中、誠にありがとうございます。

徳田さんは、だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会の共同代表として、また弁護士として御活躍されております。

平野さんは、徳田さんと同様、だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会の共同代表として、また、大分県障がい者差別解消支援地域協議会の委員でもあり、大分県自閉症協会の会長でもあります。

それぞれの立場から、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例について、条例に対する期待、普及状況、課題など、また障がいのある人に対する状況や課題などをお話しいただきたいと思っております。

それでは、本題に入ります前に委員の自己紹介を行いたいと思います。

〔委員自己紹介〕

守永委員長 次に、徳田さん、平野さんに自己紹介をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

徳田参考人 さきほど委員長から御紹介いただきました徳田でございます。だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会の共同代表をしております。この県条例制定にあたって議会に請願をする際の代表をさせていただきました。条例ができた後も、大分県をつくる会という会を皆さんと一緒に組織して、この条例を本当に生かしたものにするために、ささやかな努力をさせていただきます。本日はどうぞよろし

くお願いいたします。

平野参考人 同じく共同代表を務めさせていただいております平野でございます。よろしくお願い致します。

さきほど守永委員長から御紹介いただきましたように、私は、娘が自閉症という障がいを持っておりまして、その関係で自閉症協会の会長も10年ぐらいやっております。社会モデルというのが正に自閉症にぴったり当てはまる、そういう障がいであるということもあって、徳田先生から声をかけていただいて一緒にやってきました。

あと、仕事としては県立看護科学大学の教員をやっております。後ほど資料として、昨年うちの学生が卒業研究で医療機関でどういうふうに合理的配慮が行われてきたか、この1年間の実態調査をやりましたので、後で御紹介させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

守永委員長 ありがとうございます。

それでは、意見聴取を始めたいと思います。

本日の流れですが、まず、徳田さん、平野さんの御意見を伺った後で、質疑、意見交換を行っていききたいと思います。

それぞれ20分という大変短い時間で申し訳ないんですけども、現状、課題、意見などをお聞かせ願いたいと思います。

それでは、徳田さんからお願いいたします。

徳田参考人 どうも今日はありがとうございます。座ったままで失礼させていただきます。

まず初めに申し上げておきたいのは、この条例ができた後、こうした形で県議会で特別委員会を作っていて、この条例の達成状況等を検証していただいていること、これに本当に敬意を表したいと思っておりますし、今日、私どもにこうした形で参考人としての意見を申し上げる機会をいただきましたことを心から感謝したいと思います。

最初に、私どもなりにこの条例の普及状況についてどう考えているのかということを書き添えていただこうと思います。

結論から申し上げますと、この条例は、期待どおりには波及していないと私どもは感じています。もちろん私どもは県の行政内部でどのような取組がなされているのかという、全部を承知しているわけではありませんので、私どもが感じているというところで申し上げるわけですが、私どもが普及が十分ではないと感じている、その根拠は二つほどあげることができると思います。

一つは、障がいがある人やその家族にこの条例の存在、この条例がどういう意義があつてどのように使えるのかという認識が浸透していないということです。この条例が生きたものになるためには、障がいがある人やその御家族がこの条例を本当に自分たちのためにこうした形で活用できる条例であるということ認識していただいた上で、利用していただくことが何よりも大事なんですけれども、私どもの努力不足もあり、残念ながらまだ県内の障がいがある当事者の方やその家族の方にこんな条例を議会で作っていますよ、こういう条例に基づいて県は障がいのある人に対してこういう施策をやろうとしていますよという、そうした情報が行き届いていないと感じています。

それから二つ目には、大分県内の市町村の行政レベルで大分県条例の存在、それから、その条例の意義、それから、この大分県条例を生かすために各市町村で何をすべきなのかということが具体化されていないと感じています。もちろん条例があるということは、各市町村は承知しているんですけれども、もう条例があるから市町村は何もしなくてもいいというような、そういう捉え方をしておられる市町村の数が非常に多いということを実感してまして、この条例は、各市町村がこの条例の趣旨を受けてどう施策を具体化していくかということ抜きにしては本当の意味で実効性を持たないのではないかと感じておりまして、私は当事者への普及と、それから市町村への徹底という、この2点

において、私どもが期待していたとおりには普及していないと感じているわけです。

どうしてそういう状況になっているのかということについて、少し私なりに意見を申し上げますと、三つほど考慮すべき点があるのではないかと考えています。

その第1は、私たちがそうなんですけれども、県としての啓発活動が十分ではないという感じがしております。もちろんパンフレットも作っていただきましたし、県の障害福祉課の方や、私どもと一緒にこの普及のための集会を開いたり、パレードもしたりという、そういうことは努力はしてきたんですけれども、本当にこれを普及させるためには、例えば障がいがある人たちの団体でありますとか、事業所ですとか、あるいは市町村の担当者と、この問題の、この条例はこういう点に意義があつて、こういう趣旨で作られて、こう活用してほしい、そうした研修とか意見交換とか、そういう場所の設定がまだまだ着手されていないのではないかと感じています。

それから、二つ目に申し上げたいのは、条例を具体化するための施策がまだ目に見える形でできていないのではないかと感じます。この県条例については、実は全国的には非常に高く評価をされています。このような条例ができたということで、研究者や、これまで障がいがある人の運動に取り組んでいた方々からは驚きの目で見られたりしています。昨年開かれた九州の弁護士会連合会の総会でもこの条例は高く評価をいただきました。その高く評価された一番の中心点は、この条例の中に親亡き後の問題、それから防災、それから障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、これらの問題が県の責務であると明文で規定されたところにあるわけですが、その県の責務とされた親亡き後の問題だとか、障がいがある人の性や恋愛や結婚や出産や子育て、あるいは防災といったような問題を、具体的に県の施策の中でどう取り組んでいくのかという、例えばそれに向けての協議会でありますとか、県で第三者委員会等をつくるのか、そうした動きが具体化していな

いと私どもは感じていまして、せっかく高い評価をいただいている部分を、形にして実際に実施していくという、そういうところできていないのではないかと感じています。

それから三つ目に、私どもが感じるのは、特定相談という形で、この条例に基づいて障がいがある人やその家族が県に対して相談を持ち込むことはできるようになっているんですが、いわゆる相談窓口としては重いんですね。具体的には、この条例の後、県のほうで相談窓口を大分県社会福祉協議会に作っていただいているんですが、残念ながら、人員が少ない。その上で、結局のところ相談が来ると当該行政の窓口に見えたりして、この点はどうですかと聞いて、その答えを返すだけにとどまっています、その窓口が受けた苦情だとか相談を解決していくという形で機能できていない、つまり、せっかく相談窓口はできているんだけど、その相談窓口が受け付けた苦情なり相談を解決していく、そういう機能がもう一つ果たせるような組織になっていないのです。具体的に申し上げますと、やっぱり人数をもう少し増やしていただきたいことと、相談窓口に対してこういうふうで解決したらいいという形で、スーパーバイザーといいたほうがいいか、相談窓口がその解決を図るための支援組織みたいなものでできていないために、ああ、条例ができたのでこういう相談をするとすっきりと解決したという形になりにくくなっているのではないかと感じています。そういう意味で、条例の中にあります専門相談員という規定等をもう少し活用するとか、相談窓口の拡充について手立てをしていただく必要があるのではないかと考えているわけです。

それが現在の普及状況についての私の認識ですが、私たちなりにはこの間、この条例を使って二つのことに取り組んできました。

一つは、障がいがある人の選挙への参加の問題です。知的障がいや視覚に障がいがある方々の投票行動については、特に知的障がいのある方の選挙への参加について、十分な対応ができていなかったということで、この条例に基づいて、実は中核市でありますので、大分市にこの

条例が直接適用できるかどうか難しい問題もあるんですが、大分市の選挙管理委員会と、この条例の趣旨に基づいて意見交換をして、知的障がいのある人に対する投票行動についての対応を改善していただきました。

それから、ついさきごろ、JRが大分市内の8駅の無人化をするという計画を発表した際にも、障がいがある人が駅を利用するのに大変な不便を被ることになるということで、この条例に基づいた対応を求めようということで集会を開いたり、あるいはJRに要請書を提出したりと、この県条例を生かさせていただいています。

私たちがなりに、この条例がどれだけ意味があるものになるのかというのは、いかに活用できるかということにあるのではないかと考えておきまして、こうしたことをやることを通して私たちがなりに条例ができてよかったなという思いを共有しているところでもあります。

それから最後に、時間が余りありませんので、今後の課題について少しだけお願いしたいことを申し上げておきたいと思っております。

さきほど申し上げましたが、私としては、親亡き後の問題について早急に県のほうで、親亡き後の問題を解決するためにどのような施策が必要なのかということ、その問題に特化して検討する、そういう組織といいたほうがいいか、それをつくっていただきたい。この条例のときに、思いがけずに、我が子よりも一日でもいいから長く生きていたいと思うという母親の声、これが条例制定を大きく動かした声でありました。そういった親亡き後の問題の解決こそが、この条例制定の直接のきっかけになった問題ですので、保護される方が亡くなった後、障がいがある方、特に重い障がいを持った方々がどうやって生きていくのか、どうやって生きていくその道を保障できるのか、そうしたことを具体的に県の施策として作り上げていくための何らかの組織を作っていただきたいというのが第1でございます。

それから二番目に、さきほど申し上げました苦情処理相談窓口の拡充と資質的な強化をぜひお願いしたいと思います。これをお願いするの

は、さきほどもお話したように、この条例ができたので、こんな相談事、こんな心配事があるけれども、あの窓口に行って相談したら本当に解決できたという、そういう実感を当事者の方が持つことが大事だと思うからです。

それから三つ目に、これはぜひ県議会の議員の方に御協力をお願いしたいのは、県条例は大分県内の一人一人の県民のそれぞれに条例の趣旨が到達していくには、やはり少し距離感があります。本当にこれが住民一人一人にとって生きたものとして活用できるためには、市町村レベルでこの県条例の趣旨を生かしてもう少し細かい規定を持った条例を作っていただくことが必要ではないかと思っております。私どもでは大分県内全市町村にこうした条例を作りたいと願っています。

御承知のとおり、既に別府市、それから杵築市、それから日出町でこの条例ができておまして、現在、佐伯市と、それから日田市、それから竹田市で、議員の方で検討を始めていただいていると伺っています。私どもとしては、市町村レベルでこうした条例ができることが、実は県条例が本当に生きたものになっていくうえでの要になるのではないかと考えておまして、議員の方に各御出身の市町村レベルでこうした条例が制定できるようにという形でお力添えをいただければと思っております。

私が申し上げたいのは以上です。今日はどうもありがとうございます。

守永委員長 ありがとうございます。

では続いて、平野さん、よろしく願います。

平野参考人 現状としてどうあるか、それから、これからどうあるべきかということについては、基本的には、今、徳田先生がお話したことと同じなので、私は、特に啓発の部分、合理的配慮、あるいは社会モデルというものの理解に関する部分と、それから、徳田先生も最後のほうに申し上げましたけれども、問題解決の仕組みについての問題点について、この2点に絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

県の障害福祉課にお願いして、事務局から、

こういう資料を今日つけさせていただいております。

先日、障がい者差別解消支援地域協議会が開催されました。この1ページめくっていただくと、啓発普及事業としてこういうことをしましたということが書いてあるんですけど、例えば企業に対しては1回しかやっていないですね。だから、これはこの協議会のときでも、1回やったから済む話では決してないだろう、繰り返し繰り返しやらないと無理だろうというようなことをおっしゃる委員さんがおられました。

特に啓発の中身で、通り一遍で合理的配慮という言葉は耳に入っても、意味が分かっておられるかという、非常に大きな問題があります。合理的配慮というのは、基盤整備、バリアフリーとかユニバーサルデザインのように、基盤整備の上に乗っかって、一人一人の状態に応じて場面、場面ごとにできることをするというのが基本的な考え方ではありますが、先だって、大分県弁護士会が大分県内の企業を対象に合理的配慮の状況について調査をされました。これは昨年の九州弁護士会のシンポジウムのために調査をされたんですが、その結果分かったことは、やはり合理的配慮ということについて、本当のそういう個別的な対応が必要なんだということの意味がやっぱり分かっていない。バリアフリーと混同して、バリアフリーをするから、金がかかるから合理的配慮ができないという、そういう回答が結構ある。それから、具体的にどうしたらいいかというのは、例えば事例とか、そういうものを細かく提示していかないと多分分からないという現実があります。

似たようなことが、医療機関においても起きているということで、昨年、さきほどちょっと申しましたけれども、資料2という形で1枚紙をつけています。これは、細かいので概略だけいつまんで申し上げますけれども、県内の病院155ありますけれども、そのうち、特に一般病院で障がいのある人に対する対応というのが非常に問題になりますので、精神科単科を外した129病院を対象として郵送調査をさせていただきました。

4割近い50施設から回答がありました。県内有数の大きな病院もお答えいただいております。ポイントとしては、受付の段階でどうしているかということと、診療の場面でどうしているかということ調査しています。受付時に視覚障がいの方というのは見て分かりますので、一応の対応がありますが、実際に大分医療センターにかかってきた電話等を見ますと、呼び出しが電光掲示板で出てくるので、視覚障がいの方はそれではわからないということがまだクレームとしては出てきているということが現実にあります。

それから、特別な配慮はしていませんという医療機関が32%ありました。このお答えいただいた50の病院というのは、こういう問題に恐らく関心がある、うちも取り組まなきゃいけないと思っておられる病院だと思います。一応事務局長さんをお願いして回答いただくような形ですから、それなりに取り組んでいる方、取り組まなきゃいけないと問題意識を持っている医療機関が答えてくださったと考えるんですけども、その中でも3割は、受付で既に何もしていないというのが現状です。

それから問題なのは、診察時に、例えば知的障がいとか、精神障がいがあると分かると、成人であっても、御本人に分かるように説明するのではなくて一緒に来ている大人の方にしか説明しない。後見人がついて、医療については意思決定はできないという仕組みになっているほど、医療では御自身の判断、思いというのは非常に重要になるんですけども、そこは頭越して、もうできないと決めてやっちゃっているというのが現状としてあります。

それから、介助犬の同伴を許可する病院が想像以上に少ないという現実がございました。

あと、点字とか手話とか、そういう直接的なコミュニケーションをやるというのはほんの数%に収まっています。

今後の研修とかの御希望をお尋ねしたんですけども、結局、バリアフリーと混同されているという、さきほどの企業と同じような問題と、具体的にどうしたらいいかが分からない、だか

ら、その辺の、例えばモデル的な病院を作ってくれたら我々も研修できるけどとか、そういう御意見がありましたので、やっぱり研修という形で、具体的にどうするかということ細かくやっていかないと、こういうものですよと相談のときに啓発をただけではやっぱり進展しないんだなということが見て取れるという現状でございました。

こういう問題に対しては、例えば歯科医師会は、以前から障がい者歯科という非常に大きな問題があります。私の娘も歯科にかかるのは特定の医療機関、具体的に言うと、大分療育センター、国分にあります、あそこぐらいしかうまくやってくれるところがないので、通っていましたが、具体的には県の歯科医師会が取り組んで、今年4月から歯科医師会館の中に障がいに特化したクリニックを開いてくださると。そういう問題に取り組んでくださっていますけれども、やっぱりまだまだ医療機関ベースで見れば十分な理解が行き届いていないというのが現状です。

あとついでに申しますと、さきほどJRの問題を徳田先生が申し上げましたけど、JRの支社長と話をしたときに、私たちは無人化をされてしまうと、ある種の障がいのある方、特に目の見えない方とか、そういう方は怖くて鉄道が使えなくなる、そうするとそれは排除されることになるから、駅員を残してほしいというお願いをしたら、合理的配慮の過剰な負担に相当するのでそれはできないと即答されました。つまり、合理的配慮という言葉に過剰な負担を課さないという文言がついているがゆえに、それをどこまでが過剰な負担なのか、そっちから話を考えておられるんですね。できることは何かを考えていただきたいのに、金がかかるからできないと最初から決めてかかれるというのが非常に悲しい現実かなという印象を持ちました。

次に、二番目の問題でございますけれども、資料1に、一応さきほど徳田先生もお話しされましたけれども、問題解決のための取組について、これは釈迦に説法ですが、現状の条例の条文を書いてございます。それで、実際に特定相

談を専門相談員が行って、そしてあっせんの申し立てができるということになってございますが、さきほどの協議会の資料のページをめくっていただいて2ページにあるんですけども、あっせんを行う仕組みを一応条例の文言上つくってあるのですが、2年間であっせん事例はゼロであったという報告が先日ございました。

本当にそういう事例はあがっていないのかといいますと、こちらの集計でちょっと細かいんですが、相談件数はどれくらいあったかといいますと、ちょっと左のほうに集計があがってまして、平成28年と平成29年という縦に集計がございまして、平成28年は1,000件を超える相談がセンターのほうに寄せられております。それが昨年度は半分に減っております。1,000件を超える相談を、実は1名の相談員とセンター長の2人だけでこなしていたという大変過剰な、これこそ過剰な負担だったろうと思えますが、平成29年は3名体制でやりましたが、そうすると相談が減った。その意味もいろいろ解釈はできるかと思いますが、もしかしたら、ここに電話しても問題が全然解決されていない、それから、問題解決のために動きがないということで期待されなくなってしまうとしたら、ちょっと良くないことなのかなと、これは推測です。

JRの問題について、相談はありましたかとお尋ねしましたら、全くありませんということでしたので、JRの問題については真っ先に住民の方とかからこういうところに問題解決を図ってほしいという相談があるかなと思ったり、なかったということです。

この相談なんですけれども、実は大きな問題がございまして、ページをめくっていただいて5ページに、寄せられた事案についての内容が書いてございますけれども、車椅子利用者が美容室でカットを拒否された事案、これ実は、うちではできませんと言って拒否されていますので、不当な差別事例にカウントされるべきなんですけれども、具体的には、合理的配慮を行うことによってこの方がサービスを受けることができるという解釈で、これは差別ではなくて合

理的配慮の事案だとカウントされました。協会の中で、それはおかしいでしょうと、門前払いをまずされてしまっているの、これはカウントとしては不当な差別事案としてちゃんと取り上げるべきことではないんですかと申し上げました。

実際は、この問題は御本人がその美容師のオーナーに直接申し出たら、そのオーナーが謝罪されて、そして美容師会とか理容師会で研修をするという、いい解決策に結びついたケースではありますが、ただ事案として、これを合理的配慮の問題という判断は、やっぱり間違っているんですね。そのことがその場に居合わせたほかの委員さんも指摘されましたし、それから、障害福祉課の課長も、うん、これはやっぱり差別事例としてカウントすべきことであったと後でコメントされていました。

それから二番目が、市議会議員選挙の、さきほど徳田先生が申し上げたケースですけども、これ、実は差別事例として取りあげない取り扱いをされました。センターのほうに電話相談に行ったんですが、これは規定の運用の誤りであるから差別ではないという不思議な解釈をされました。原因は運用の誤りかもしれませんが、事案としては、これは投票権が奪われるという差別事案ではないのかと正しましたけれども、回答はいただけませんでした。

誤解がないように申し上げておきたいのは、誤ったことが間違いなのではなくて、相談員が個別的にその場で判断しようとする、それはやっぱり限界があります。さきほど徳田先生も言いましたけれども、やはり、相談員は相談を受けて、情報提供ができるものについては情報提供する、そこにとどめておいて、それを事例検討みたいな形できちっとあげていって、何が問題なのか、そして場合によってそれはあっせんに回す必要があるのかという、そういう上位組織みたいなものを作って、きちっとやっついていかないと、年間500も1,000もの相談を受けている人が、判断までして、問題解決までしてというのがそもそもできるはずがないし、このあっせんのための組織を作っているんであれ

ば、もっともっとそこにあげていくという、そういう働きがないとおかしいと思います。

ですから、その辺の問題が解決されないと、この条例、私たちは理念的な部分では非常にすばらしい条例を作っていたかと思っておりますが、やはり具体化していくということがないと命が吹き込まれません。そのときに啓発の部分として、具体性のある啓発を繰り返していき、そして問題を解決していくことによって一つ一つ改善していくという、その問題解決というのが非常に重要になってくるだろうと思っておりますので、その仕組みをやはり県にもきちっと考えていただきたいし、場合によっては条例の条文の修正みたいなことも議員の方に考えていただく必要があるかもしれないと考えております。

私から申し上げたいことは、以上の2点でございます。ありがとうございました。

守永委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑、意見交換に入りたいと思います。

ここで、参考人の方に申し上げますけれども、発言に際しては手を挙げていただいて、私の指名の後にお答えしていただきたいと思っております。

阿部委員 お二人から本当にすばらしい、現在の状況をお聞かせいただいたわけですが、私はこの条例をつくる前からもずっと皆さん方の御意見を最大にいただきながらやっていかなきゃならん程ですね、知識的に乏しかった部分もあるんですが、一つには、今日も話の流れの中でお聞きしたのは、ハードな部分とソフトな部分というのがあると思うんですね。そして、やはりソフトな部分も一緒になって啓発だとか啓蒙だとかやっていかなきゃならんとは思いますが、ハードな部分については、我々がやるべき部分が多分にあるんじゃないかなと。例えばさきほど専門相談員の配置の問題にしても、相談員の人数が本当に少なかったのかどうなのか、どこまでどうだったのかというのはそこまで情報が入ってこないんですね。条例はできました、相談窓口は社協の中に設置はしたでしょうけれども、いろんな話は今初めて聞いたような問題な

んですよね。だから、どの時点かでそういう情報がお互いに共有できる組織を作っていかないと、一方通行で、これはまさにおっしゃるとおりで、条例は作りましたよ、じゃ現実にこれがどこまで適用されているのか、そういう情報は全然入ってこないと思っておりますので、ただハードな部分については、お互い共同代表、平野さんも含めて、皆さん方と我々と、さきほどのいろんなやりかえていかなきゃならんこと、新しく設置していかなきゃならんこと、たくさん出てくると思うんですね。そういうところについては、やはりいろいろ協議しながらやっていかなきゃならん。

一つには、今、平野さんからおっしゃられた歯科診療の問題。障がい者の歯科診療、これです。前々からずっと課題にあったと思うんですね。先般、私どもも歯科医師会のセンター設置竣工式に出席をしたんですが、そのとき私は申し述べたんですが、マスコミの方がたくさん来ていてテレビも全社が来ていました。多分今日の報道でこれを中心にマスコミも取り上げてくれるでしょうと。一番喜ぶのはやはり障がいのある人たち、そういう前向きな取り組みを評価していただき、また一番喜んでくれるんじゃないかという挨拶を私はしたんですが、このセンターに障がい者を対象にして、特化した診療所をつくらうというのも、やはり我々と歯科医師会が一緒になって、条例ができたんだから、行政も歯科医師会も提案をしてきたこれに対して積極的に財源の部分も含めてやるべきだという、私どもはそういう推し方ができてきたわけですね。だから、この条例というのは、そういう意味でもう一つ見方を変えれば、私は大きく生きていると思うんですね。

そこで、それに推されて行政も動いて、そういう施設はできました、できたけど、どれぐらい活用しているのか行ってみただけど、こういうところがまだ不備の部分があるから、こういうところを修正してほしいとか、お互い共有できる場面をこれから作っていかないと、できたらもう終わりですよというような場面にしたらいかなんと思っておりますので、そういうところを

ぜひ、示唆を与えていただければありがたいな
と思いますので、よろしく。

御手洗委員 この条例はできましたけど、やはり阿部委員おっしゃるように、これを使ってみてこれが不具合、もっとこうしたらいいんじゃないかというのをを出していただいて、やはり、変えていく必要があろうと思うんですね。だから、すぐできることと、時間をかけないとできないことがあると思います。だから、できることから変えて、条例を生きた条例にするために取り組む必要があるのではないかなと思いますので、こういう場を頻繁に持つことも私は必要ではないかなと思います。

徳田参考人 今おっしゃられたこととの関係で、実は私たちが県議会に請願する前に、私たちがなりの条例素案というのを作りました。その中で、実はこの条例の達成状況をチェックする、そういう組織を作ってほしいという条項が入っていたんですけども、最終的にでき上がった条例では、そこが採用されなかったんですね。ですから、今、お二人の委員がおっしゃったように、この条例を実施していく過程でどういうところに問題があって、ここは非常に成果が上がった、この点が不十分だということを、いわば定期的にチェックできるような、そういう仕組みがあると私は非常にありがたいと思っていますし、このような特別委員会を作っていただいたということは、実は非常に私どもとしては感謝しているわけです。これこそ条例を作っただけじゃなくて、本当に生かしていくという議会の意思の表れだと思っています、できれば、そういう条例の達成状況等を定期的にチェックするような仕組みづくりを議会なり県で検討していただいて、可能であれば私たちを含めて、当事者の声を聞いていただくような場を設定していただければと思います。

平野参考人 今、徳田先生が言われたことについて、私が用意しました資料1の一番後のページに、私たちが提案した問題解決の仕組みというものを載せさせていただいています。上の二つが具体的な問題を解決するための仕組みで、広く入り口だけの相談員、それから事案を吸い

上げて検討するための障害のある人の権利委員会、資料1の4ページです。

そして、県全体のいろんな事案をベースに、県知事の諮問組織としての権利保障推進会議、恐らくこういう3段階の仕組みで作っておかないと、小回りのきく組織と、それからきちっと検証し、政策を作っていく組織という2段階、こういう仕組みにしておかないとうまくいかないだろうということで提案させていただきました。

さっき阿部委員がおっしゃったこととしては、例えば人権尊重社会づくり推進条例というのが大分県にございますよね。あの条例が成立した後、私、実はその審議会のメンバーをしばらく務めさせていただきました。審議会で何をやってたかという、1年間の県の取組について、組織でいう横断的に全ての関係部署から情報を収集して、そして何がうまくいっているとか、問題は何かを審議していました。審議会をやたら作ればいいというものではないんですけども、ああいう審議会方式できちっと毎年検証するというやり方を、今回の条例でも作ってくれるかなと期待したんですけども、それはなかった。特別委員会が恒常的に続いていってくだされば、こういう規模のでも十分かなと思いますが、もしこれが時限的なもので、これからも続くというものでないなら、審議会、あるいはそれに準ずるような組織というのを県の中に作る、そういう仕組みが必要かなと考えております。

堤委員 本当、徳田先生と平野先生の話聞いて、やっぱり実際に活動をされている方々ですから、そういう点では切実な要望、今の資料の裏ページだと、市町村が具体的に条例を作っていくべきだという内容については非常に参考になりました。確かに特別委員会の中で、こういう皆さんからお話を聞いたり、また直接障がい者団体に行ってお話を聞いたり、そういう場というのはあるんですけども、まとまって理論的にどういう方向がいいかというのは、なかなか聞く場というのは少ないですから、そういう点で、こういう機会をこれからもぜひ作ってい

ただきたいし、特にJRの問題については、代表質問でも、またいろんな議会質疑の中でも、やはりこの条例ができて以上、県としてもきちっとJR九州には求めないかんという立場で、要求もするんですけど、私企業という問題がネックになりまして、なかなか合理的な配慮についても難しい面があると。そういう意識も、我々としても変えさせていかないかんなど今議会の中で非常に痛感をしたところなんです。そういう点では、一事が万事じゃないですけども、JR問題も含めて、今後、障がい者の方々が本当に安心して暮らしていける、通行もちゃんとできる、そういうことに我々も神経をとがらせて見ていく必要があるなど今日聞きながら痛感をしたところです。本当にありがとうございます。

河野委員 JRの問題もそうなんですけれども、具体的なそういった障がい者の人権に関わる問題が起こったときに、せっかくこの条例について特定相談は何人もという形で、覚知した人は県に対して相談を上げることができるという話になっております。そういった意味で当事者のみならず、それを覚知した人は誰でも使えるんだという形で、これをうまく使っていただく方策はないのかなというのはふだん感じていることでございまして、特にJRの問題で、実際にこの条例の制度を使って相談があったときに県はどのような対応をするのかということについて代表質問の中でも聞かせていただきましたけど、それは調整をしますという言い方でしかない。その調整はいいんだけど、要するに、県はどういう立場で調整に立つのかというのを、代表質問という場で突っ込みができないということもあって、基本的に言えば、いわゆる鉄道事業者という公共交通機関をまさに指導したり、そういった部分の権能を持った部署もあるわけですから、そういったところとの兼ね合いを考えて、県は、例えば国土交通省の鉄道管理部までこの条例に基づいて働きかけがきちんとしてできるんじゃないかということまで加えて、やはりそこについては県に対してもうちょっと積極的なこの条例の使い道というものを、御提案いただく

場も必要である。もちろん議会としてもやりますし、また、当事者団体としてこの条例に深く関わっていらっしゃる徳田先生、平野先生、やはりこういった形で、県にこれもできるじゃないか、あれもできるじゃないかという御提案をぜひいただきたいなど。これが実感でございます。

徳田参考人 JRの問題についてですけれども、私たちに集会を開いたところ、4、50人で話し合いを持とうと思っていたところ、200人を超える方が集まられたんです。該当の地区の自治会長さん等をはじめとする住民の方がたくさん参加をされたんですね。その集会の模様が報道された後、JRの九州本社は8駅という計画を1駅に縮小するというのを発表したんです。直接、私どももJRの大分支社に行って話し合いをしたときに感じたのは、もちろん私企業ですので限界はあるにしても、JRとしてはやはり利用者であるところの県民の声というのを一番大事にしているということを感じたのと、無人化に伴う措置としてSSSSというシステムを導入するんですけど、これに10数億円のお金をかけるという御説明をされていて、たった8駅のためにこんなシステムにお金をかけて開発することはありませんから、次は県下全域に無人化が進むことが明らかになると、大分市の8駅にとどまらなくて、県下全域の問題になってくるんですね。

私どもとしては、県がどこまでやれるかという問題は置いておいて、条例の趣旨を生かして、県民の声をJRにきちっと届けて、利用者である県民の声を聞くようにという形で、JRと県が向き合っていただければ、この計画に対しては阻止できる可能性もありますし、できなくても、本当に障がいがある方が駅を安心して利用できるような改善策を引き出すことができるのではないかと考えているわけです。

それと、今日拝見させていただいた県の取組等の報告の中に、さきほど私が申し上げた相談窓口、大分県障がい者差別解消・権利擁護センターについての報告文書があって、これを拝見して、私どもなりに少しびっくりしたのは、さ

つき平野さんが申し上げたように、障がいがある人が大分市議選で投票を断念した事案について、ここでこういうふうに報告されているんですけど、実際はこんな経過ではなかったわけです。つまり最初の相談に行ったときは、それは差別事例ではないという扱いを受けて、大分市選管に問い合わせたけど、事実関係がはっきりしないのでという形で、いわば棚上げされてしまったんです。それで私どもに相談が来て、私どもから大分市選管に質問状を出して、その質問に対する回答をいただきながら、大分市選管と協議の場を持って、これからどうしようかというものすごくいい話合いの場が設定できたんですけど、それをこういう報告を拝見すると、権利擁護センターがこういう相談を受けてこういう前進を図ったと報告されていて、さきほども言っていましたけど、やっぱり、当事者というか、行政の方々の報告だけではなくて、私どもや当事者の方からこの条例の実施状況を聞く場を持っていただかないと、本当の実情が把握していただけないのではないかということ、を、すみません、あわせて申し上げておきたいと思えます。

平野参考人 ちょっと今の件で補足をさせていただきますが、これ、協議会で私もその点を指摘して、これではあたかも権利擁護センターが問題解決したかのように読めているんだけど、これは違うでしょうというのが一つ。

権利擁護センターの答弁としては、私しか知らないような事実を述べられても、ほかの委員さんが困るからその話はもうこれで終わりにしようというのがセンター長の答弁だったので、どうしてこの人は問題解決をしようとしないうのかなと個人的には思っていました。

あと、さきほどちょっと申し遅れましたが、実は同じようなのが2枚あります。これ、実は県がその協議会の後に集計表のカウントを書き改めています。さきほど、これは差別事例ではないのかというのは合理的配慮としてカウントされていて、当初のオリジナルのものは差別事例ゼロの合理的配慮が5だったんですけど、その後、県で差別事例が3件あって、合理的配慮が2件

だったと修正したのがこの表紙のついていない資料として、今回、この修正版を初めて拝見したんですけど、これがついております。

集計をどうするかという問題が、その場で議論ができるようになったんですが、そうじゃなくて、ちゃんと事例として取り上げて問題解決を図るためのそういう判断をきちっとしなきゃだめだということが、今回のこのシステムの一番弱いところなんだというのが分かりましたので、それは協議会の場でも申し上げましたけど、あの協議会というのは性格がよく分からないんですね。要するに知事に諮問するようなそういう機関でもなくて、まさに協議をする場で、意思決定機関でもない、そういうところが問題解決の方策として、じゃ意思決定をどうするの、知事なり行政なりに対して諮問なり答申なりということではできないのというのは、やっぱり非常に不安を感じたところでございます。**平岩委員** 今日はありがとうございました。

お話を聞きながら、いろんな障がいがありますよね。知的障がい、身体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、それから精神障がい、平野さんのお話を伺いながら、いろんな方たちに波及していないところに、団体に所属されている方はまだ情報が入ってくるけれども、ずっと孤立しながら地域の中で本当に苦勞しながらひっそりと生活してきた方には届かないんだろうなと思いました。

私も条例ができてから、どんなふうに変わったかなっていつも考えながら生きているんですけど、私はずっと、障がいのある人たちと一緒に生活してきた時間があつたので、でも今、彼らが生活している中で、やっぱり仕事の面で苦勞している、親御さんも知的障がいがあるからすごくしんどい思いをしている。そして、ああ、この子、お父さんもお母さんも、だんだん大きくなるにつれて、大丈夫かな、世話ができなくなったとき、どうなるのかなという思いとか、いろんな思いを抱えて生きている人たちの具体的な生活が少しでも改善できたかなと思うとき、そこはまだまだなんだなというところを本当に嫌というほど思い知らされました。

いろんな事例が出たのは、新聞で報道された部分については、成人式の問題等についても分かるんですけど、それ以外の知らないこともあって、だから、悔しいなと思う差別も見てきたし、誹謗中傷もされてきたし、そんなのを少しでも無くしていけるように、そして親御さんが亡くなった後も安心して生活させてあげられるようにと思うんですけど、今、具体的なお話をお伺いして、ああ、そういうふうに取り組んでいかなければいけないんだなと思いました。これは感想なんですけど、大事なことは、やっぱり、このいろんな事例に出てきた人たちもどう対応していいかわからないからマニュアルに沿って対応してしまったというところが多いと思うんですね。障がいのある人たちとちっちゃいときから一緒に生活してきた、同じように教育を受けてきたら、それがどう配慮すればいいのか、ここは手を出していいのか、手を出しちゃいけないのか、障がい個性として認められるというような生活が少しずつできていくと思うんですね。だから、そういう部分でも私たちは力を入れて、もちろん本人が望むことですが、特別な学校に行きたいお子さん、いや、一緒に健全な地域の中で生活したお子さんて出てくるので、まず、そのベースの部分で何か少しでも地固めをしていくと、だんだん成長していく中で変わってくる部分もあるんじゃないかなってつくづく思いながら、そういった部分でも力を入れていかなければいけないと思っています。

今日は具体的な話を聞かせていただいたことが本当にありがたいと思います。これからまた知恵を絞って前に進まなければいけないと思いました。ありがとうございました。

志村委員 今、歯科口腔保健センターの紹介がございました。私も一緒に竣工式にもお邪魔したんですが、ここは障がい者のための歯科診療ということだけじゃなくて、今開業している先生方もそこで研修できるようにということなんですね。こうやって考えますと、一つ一つの事例をチェックして上げるということじゃなくて、一つずつの問題により多く対応できる場所を

作っていくということが大事なんだと思うんですね。

さきほど盲導犬のいわゆる入場を断れたらという、反対に言うと、盲導犬と一緒に入れるところはどこですかと、そういうのがクリックしたらすぐ出るような、そういう動きにするために、できれば、やっぱり県と市町村が一斉に障がい者に対するサービスができるところが一目瞭然に分かるところをまずスタートさせる。すると、歯科医のように、そこから年々増えていくというのは各業界だとか団体の動きになってくると思うんですね。だから、そのスタートをどこの機能でやるかということをお我々特別委員会や各団体も含めて検討し、これから仕組んでいくことが大事じゃないかなと。より多くの、そこが周知につながるんじゃないかなと思うので、そういう動きをするためのアイデアを一ついただきたいと思うし、また、我々議会としてもそういうことが一助になればと思うんですけども、どうぞございましょうか。

徳田参考人 御指摘のとおり、今日は普及状況や今後の課題等について率直なところを申し上げましたけど、この県条例が持っている可能性というのは非常に大きいのではないかと。本当に利用できる条例を作っていただいているというのは実感してまして、そういう意味でいえば、この条例ができたことによって、さきほどからお話になっている歯科医師会の歯科口腔センターの問題ですとか、あるいは選挙における障がいのある人たちの投票行動ができるようになったとか、そういう一つ一つを確実に確認していくことはものすごく大事なことだと思いますし、やはり達成状況だとか課題とかを定期的にチェックしていく仕組みづくりというのをぜひ作っていただきたいという思いが強いんですね。

私は、別府市に住んでおりまして、別府市条例というのもできていますが、大分県条例と似たような仕組みで、さらにそれを具体化したもので、この別府市は親亡き後の検討委員会というのを作りまして、平野さんが委員長になってこれをまとめました。それから、防災の間

題に関しては、障がいがある人一人一人の個別避難計画づくりという、これは日本で最初の試みで、日本財団の助成を受けながら、私たちと市が共同してやっているんですね。それから、障がいのある人たちが講師になって学校に出かけて行って、障がいがある人が教師になって授業をするということを2年ほどやっていました。

条例を目に見えるような形で具体化していくことによって、何が変わったかといいますと、私が実感しているのは、別府市にはこういう条例があってこういう条例を使えるんだというのと、市の職員の方の障がい福祉行政に対する見方がまるで変わってきたなという感じがしているんですね。だから、さきほど市町村条例の話をしましたけど、日田市の成人式の事例等は、日田市に条例があれば絶対起こらないことですし、大分県条例の趣旨が日田市の窓口の方に伝わっていれば絶対起こらない事例だったと思っ

ていまして、条例を生かしていくためには、そういう意味でいうと、具体化する試みを評価したり、課題を明確にしていく、そういう定期的な仕組みというか、場をぜひ作っていただければというふうに改めてお願いしたいと思います。

平野参考人 別府市では親亡き後の問題の検討委員会に2年間入らせていただいて、ブレーンストーミングから始めて、親はなぜ不安になるのかということから話を始めまして、さきほど平岩委員がおっしゃったような自分たちだけしか知らないような、よそにも出て行けないような、そういう人たちも精神の障がいのある方にはたくさんおられます。そういう問題から、結局家族だけが担ってきたことをどうやって地域社会の中で可能にしていくのか。それをやっていかないと、親は自分が死んだ後はどうにもならない、そういうことだということにみんな話し合っているうちに気がついて、そういう方策をつくりました。これは市だからそこまで細かい議論ができたのかもしれませんが、杵築市は今度の条例の中に、義務教育の間に障がいのある人たちを講師に招いて教育をすることを条例の中に書き込んで、別府市がずっとやってきたことを書き込んであります。市だからでき

ることなのかもしれませんが、改めてまたそういうのが県の条例のほうにフィードバックされて、よその市にも働きかけていただくとか、あるいは県条例もそこをバックアップしたり応援したりというようなことで書き改める部分が出てくれば、またあるかなと思います。

県にしかできないこと、市にしかできないことというのはあると思いますので、私たちも県条例を最初にお願いしたときに、かなり欲張ってはいましたけれども、やっぱり県にしかできないことというのはたくさんあるだろうと思いますので、その辺をたくさん書き込ませていただいたつもりではあります。

さきほどから委員の御意見を伺っていると、上がってきた相談事例をテキスト化していくという仕組みは必要だと思います。匿名化して個人情報に厳重に保護した上で、やはりこういう事例があるのだという、そして、これはこういう解決をしたんだよということをきちっとテキスト化して行って、そして関係各所で共有できるような、あるいは啓発、学習研修の材料に使えるような、そういうことをして具体的な事案から学んでいかないと難しい、そういうことも考えた問題解決の仕組みというのが必要になると思いますし、私は実は個人的には、NPOで18年間医療の苦情相談にかかわってきました。それは、ボランティアで全部やるという組織でしたけれども、ボランティアの研修は結構シビアでしたので、継続研修を毎年のようにやっていました。だから、こういう相談を受ける方の研修ということは県のほうで考えていかないといけないだろうと思いますが、それはシステムチックにやっていかないといけない、その辺が非常に重要なかなと思います。

最後に、さっき平岩委員がおっしゃっていたことで思い出したことがあります。私たちはこの条例を作るときに、いろんな障がいのある人の意見を聞きました。そのときに、条例ができて私が記者会見のときに申し上げたのは、この条例ができたことで、今まで人前で自分が障がいがあるということが言えなかった人が声が出せるようになる、そういう勇気がもらえる、そ

ういう条例になってほしい、そういうことを言った記憶がございます。やはり、ちゃんとみんなでも助けてもらって生きていけるんだという、そういう確信が持てるような、そういう社会づくりというのがこの条例が目指すところなのかと思いますので、困っている人は、困っているって言うていいんだよということをはっきりと言えるような、そういう条例として生かしていきたいなと思っております。

土居委員 本日はありがとうございます。

今後の課題、具体的にあげていただいて、私たちもその解決に取り組もうかなとは思っているんですけども、ちょっとヒントをいただきたいと思って。親亡き後の別府市の取組とか、精神障がい者の就労推進ネットワークの取組とか存じ上げているんですけども、私自身はここが最先端かなと思っているんですが、全国で見るとどういう取組がされているのかということをお聞きできれば、ちょっと御紹介していただきたいなと思うのと、もう一つは相談体制です。あっせんの実績がどんどん上がっていて、機能しているような相談所は全国でいったらどういったところがあるのか、御存じでしたら教えていただきたいなと思うんですが、よろしくをお願いします。

徳田参考人 正直、全国的な情報は私どもも十分に把握できていません。早くに条例をつくった千葉県、あるいは熊本県等で実際にどのような相談等があって、どう解決したという、そういう報告書等は目にしているんですけども、私どもが見たときに、そういうような実績がこれだけ上がったという報告が少ないのは、都道府県レベルでの相談窓口設定には限界があるのではないかと考えています。市町村レベルで自分たちの住んでいる町や村で相談できる仕組みづくりをしないと、本当にたくさんの切実な声が上がってくるのは難しいのではないかなという感じがしています。

それから、親亡き後の問題に関していうと、正直、条例にそういったことを書いてあるのは、現在は大分県条例と別府市条例だけです。これは日本全国どこにもございません。ただし、条

例にはないけれども、親亡き後の問題に取り組んでいる自治体というのは全国でいくつか出てきています。行政が中心になっているいろいろな方々の意見を集めて、親亡き後の対策づくりというのを進めている自治体はいくつかございます。

キーワードになっているのは、地域福祉といえますか、地域で障がいがある人たちをどう支えていくのかという、そこをテーマにして親亡き後の問題等に取り組むという、そういうのが今目指されているところではないかと思っています。私がお願いしたいと思うのは、県でそういう呼びかけをしていただいて、やはり具体的な親亡き後の問題の解決の検討は市町村レベルで、各市町村における社会資源等を見ながら、きめ細かく考えていただく必要があるのかなと。そういう意味では県にこういう推進のリーダーシップをとっていただいて、各市町村でそういう問題を検討していく組織というか、場を作っていただくということが必要かなと。すみません、この程度しか申し上げられませんが。

平野参考人 親亡き後の問題に関しては、別府市で報告書をつくるために、最初に別府市が事務局がいろいろ資料を収集してくださって、例えば東京のある区では保護者をサポートするためにライフプランニングみたいな形で、ライフプランナーみたいなのを配置して相談に乗るというやり方をしていました。

それから、横浜市はモデル的に事業を展開して、個別的な細かい日常相談に乗ってくれる人を配置しようとして、これはいいアイデアだなと思って、ちょっといけるかなと思ったんですが、市の方が現地へ情報収集に行ってくださいなんですが、物すごいお金をかけていました。億というお金をそのシステムに、さすが横浜かなとは思いましたが、これはちょっと、それだけの金はとともじゃないけど、一つの市の事業としては無理ということで、じゃ、業者委託みたいな形でやるというのは実現性がないねということで、有償ボランティアを使ったりとか、親自身が問題解決にあたるように、家の中で早い段階から保護者を支援して、その保護者が支援者としてネットワークを作っていけるよう

な、そういう仕組みをつくろうかという話に展開しましたので、先進的なところがいくつかありますけど、やっぱりそれぞれの事情に応じているので、個別的にそれぞれの市で考えていかないと難しいのかなというのがあります。

あと、相談体制については、さきほどちょっと御紹介させていただきました私たちが提案しました問題解決の仕組みは、いろんな県、市でできているものの中から、これとこれを組み合わせたら一番うまくいきそうだとこののを欲張って組立てたのが3段階方式。2段階というところはたくさんあったんですけど、年に1回か2回ぐらいしか集まらないような大きな組織と、日常的に小回りがきくような組織を組み合わせていくというのが恐らくベストだろうなど、先行事例からそれは考えたというのが現実です。**衛藤副委員長** 今日はどうも大変ありがとうございます。分かっておるつもりだったんですけど、やっぱり再確認で勉強になりました。

実は、私の息子が知的障がい者なので、特殊学級、小学校とか、またその担当の先生と将来どうするかなという話になりまして、竹田南高校というのがあります、衛藤さんそこにやったら能力は上がるよと、そういったことでやったんです。そしたら、本当に大変能力は上がりましたんですけども。そういったことは別にして、坪田という先生が日出に住んでおりましたけど、その先生から授産所をつくりませんかというお話があって、もう三十数年前です。もう一人、前の杵築市長の孫が障がいがあって、三人で集まって授産所の問題を話したんですけど、帰って家内に相談したら、みんなに知れ渡るからやめてくださいと言われたんですけど、坪田先生が説得してくれて、いや、それは知ってもらったほうがいいと、それで皆さんから助けてもらうほうがいいんだということを、家内も納得して授産所を作りました。授産所を作って、もう今皆さん職員が、6、7名非常に頑張ってくれておりますが、その中にも知的障がいの方もいるけれども、身体障がいも兼ねている子もおるんですね。それからまた、親が亡くなったとか、親が病気でもう面倒見られないと

かいうのでグループホームを作ったんですよ。そこで職員も住んで一緒に面倒見ているんですけど、前から思っちゃったんですけど、この障がいのある人もない人もという特別委員会ができてから、身体障がい者に授産所みたいなものはないかなというのが頭にあって、いろいろ調べているんですけども、知的障がい者の授産所に身体障がい者も入れるようなことはできないかと言ったら、市ができないと言うんですね。身体障がいと知的障がいは別だと。兼ねている場合はいいんだということ。ただ目の見えない人とか、足が悪い人とかいった方も施設に入っておればいろんな話、それから、いろんな仕事もできますし、給料も何ぼか障がい者もとっているようですけども、そういうことも今から課題かなと私は、勉強不足ですけど、思っておるんですけども、先生方の御意見はどうでしょうかね。**平野参考人** もともと日本の法体系が、身体障がいと知的障がいが全く別の法体系からスタートして、それぞれごとに、今就労移行支援事業所、それから就労継続支援事業所のA型、B型という形になって統合されましたけれども、もともとの根っこの仕組みが違ってきているというところがあって、なかなか、いざ作るとなると施設基準が違っていたりとかという問題があるので、市が難しいということをやったかなと今考えているところです。身体障がいの場合は逆に、重複障がいであれば、逆に言うと、身体障がいは比較的就労がしやすい世界です。

例えば、太陽の家はかなり大きな規模で、身体障がいの方を集めていますし、大分県が障がいのある方の雇用率が全国でも高いのは、身体障がいの方を集約的に雇用できているからという現実があります。ただ、重複障がいになると、逆に特別なケアが必要になってくるので、太陽の家でも知的とか精神については後手に回っているからというので、ずっとここ10年ぐらいいろいろ検討はされておられるようですけども、なかなかその場をつくるのが難しい。それから、それは指導者が必要ですし、生産性という点でもなかなかうまくペイしないという問題があったり、ただ、それでも一応A型、

B型みたいな形でケアができるようにしていますが、やっぱり重度になればなるほど場は少ないというのは現状としてはございます。

むしろ軽度の方は、一般就労という形で、まさに合理的配慮をすることによって一般就労ができるようになるというのが一つの方向性になっているとは思っています。

衛藤副委員長 ありがとうございます。また、いろいろ御指導よろしくお願ひします。

原田委員 今日はありがとうございました。

さきほどから言われている、この条例をきたたものには必要なんだということは、もう本当胸に突き刺さりました。そのためには、やはり生の情報といますか、具体的なものというのは必要不可欠だと思っています。そういう意味でいうと、さきほどの平野先生が言った個別事例をテキスト化することが必要なんだろうなと思っています。身近なところで、ちょっとある自閉症のある子どものお母さん、とても近い身内なんですけど、話していたときに、権利擁護センターの話になったんですね。そのときに、私は思っても言えないなということを書いていました。やっぱり、そういった公的機関を含めて相談することの気持ち的なハードルの高さというのはあるんだろうなと思います。だから、この相談件数以上にたくさんの事例というのがあって思っているんですよね。そういった方たちの声を、声なき声といますか、そういった方たちの声というのを丁寧に集めていくことが、より具体的な施策につながる一つの手だてじゃないかなと思っています。

そういう意味でいうと、皆さん方の提案している地域素材に関わっているんだろうなと思うんですけど、そういった仕組みを含め、やっぱり作っていかなくちゃいけないなと改めて感じました。

今日はありがとうございました。

守永委員長 ほかに御意見、御質問ございませんか。私から一つだけ、すみません。

この障がい者差別禁止条例、略して言いますがけれども、つくる際に、一番最初に障がいそのものを医療モデルから社会モデルに読みかえて

いく、いわゆる障がいと感ずるのは社会的に様々な条件、環境が整っていないから、それをきちんとしていくんだというのをベースに置きながら、合理的な配慮を講じていこうということで様々な施策につながるような条例づくりを目指したわけですが、社会モデルとして捉えるという考え方そのものについては、今、普及の状況というのはどう感じられますか。まず、障がいということそのものをどう捉えるかというスタートラインになるんだと思うんですが、何か御意見なり感想があれば、教えてください。

徳田参考人 率直に言って、社会モデルの普及状況というのは全く不十分だと思っています。私も可能な限り学校現場で、学校の先生方、特に支援学校等でも社会モデルについてのお話をさせていただいていますし、ロータリークラブ等の卓話でもそういう話もさせていただいていますけれども、社会モデルという考え方に関していうと、障害者基本法の中に取り入れられている、つまり日本の障がい者法制は、社会モデルに基づいて作られているにも関わらず、この部分に関する考え方は非常に普及できていないのが実情です。むしろ、社会モデルの一つの表れとしての合理的配慮論が、今全面展開で、全面展開といってももちろん不十分ですけど、合理的配慮という問題が先行して議論されていて、なかなかまだそれが定着できないという感じがして、私自身は、遡って、出発点である社会モデルを私たち県民一人一人がどれだけきちんと理解できるのかということがこうした条例を実のあるものにするためにも必要だと思っています。

そのために、できる限りやはり学校教育だとか、いろんな社会教育、いろんな場面で社会モデルについての考え方を具体的に浸透していただくことが必要ですし、私どもの課題でもあると思っています。

平野参考人 社会モデルを理解しないと、恐らく合理的配慮をしないことがなぜ差別になるのかが理解できない。これはコインの表と裏です。つまり、恵みとしてサービスするのではなくて、それをやらないことが社会としての責務を果た

さないことになるのだということが分からないと、合理的配慮というのは過剰な負担論ばかりが出てきてしまうだろうと思うんです。何か、その転換の時間がかかるだろうと思うんですけれども、なかなか障がい者福祉の法制が、診断書がないとサービスが受けられないとか、そういう部分が非常に多い、年金もそうですし、だから、なかなかそこを一気に変えるのは難しいと思います。

発達障がいに関する検討会は、障害福祉課がずっとやってこられて、やはりなかなか最初に自分の子どもに障がいがあると認めたくないとか、診断が受けられないとか、あるいは、きちっと発達障がいを診断できるドクターが非常に少ないから、なかなか診断がもらえないとかいう問題があるので、私は、状態像から、診断なしでも社会モデルをベースにその状態があるからこれは支援が必要なのだというところが確認できれば、サービスがとれるような、そういう仕組みというのを早く作ったらどうだろうと。それは、その検討会議に出てきた人たちが意味としては十分理解されたんですが、じゃ、施策を作ろうとなると、やっぱりどうしても国の政策の中がそういう枠組みの中に入っているのでもうまいかない。だから、運用面で何かうまくやる方法はないのかなというのを考えていますが、ただ、それを運用できちっとやっていくためには、指導定義としての社会モデルを行政の方も、それから現場の方も、やっぱり理解できるような研修を繰り返ししつこくやるしかないのかなと考えております。

守永委員長 ありがとうございます。

まだ質疑は尽きないかもしれませんが、どうもほぼ終了の時間となりましたので、これで徳田さん、平野さんからの意見聴取を終了したいと思います。今日は本当にありがとうございます。

また、本日いただいた御意見は、この後、特別委員会の提言などの議会活動に生かしていきたいと思っておりますので、御協力、誠にありがとうございました。

〔参考人退席〕

守永委員長 では、平成29年度の本委員会については、本日が最後となります。

平成30年度の調査計画について、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

守永委員長 以上、事務局から説明いただきましたけれども、特別委員会の報告については、今年の第4回定例会で報告という予定になっております。かなりタイトな日程になりますが、皆さんから意見をお伺いしたいと思います。

まず、次回の参考人招致についてですけれども、参考人招致として例をそこにあげておりますけれども、テーマや候補者等について御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 参考人については、障がいの芸術活動を支援する団体、もしくは障害者スポーツ指導者協議会等からの意見聴取を実施したいと思います。細部については、委員長に御一任をお願いしたいと思います。

〔「はい」と言う者あり〕

守永委員長 次に、県内調査等についてですけれども、特に御意見ございますでしょうか。

〔「一任します」と言う者あり〕

原田委員 ちょっと1個だけ聞いていいですか。今度、9月から国民文化祭とともに障害者芸術・文化祭がありますので、やっぱり大きなイベントだと思うし、これがきっかけにという思いを持っていますから、その調査というか、どういうふうに関わるかというのをどうお考えなんですか。

守永委員長 実は国民文化祭と障害者芸術・文化祭がありますので、そういった中で条例の主旨を県下の各市町村にどう普及できるのかなということも含めて県内調査をやる意義があると考えています。

あと、さきほどの参考人の方からいろいろな話をお聞きした中で、土居委員も県外で積極的に取り組んでいる事例についてお話を投げかけたんですが、その情報を余りお持ちじゃなかつ

たんですけれども、ただ他県のいいところを拾って提案しているという御発言もありましたので、事務局とそういった部分の情報収集をしながら、できれば7月に県外での調査活動を企画しようと思うんですが、それで皆さんよろしければ、詳細の日程等については一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

守永委員長 よろしくお願いいいたします。

それでは、今決定したことを踏まえて準備をさせていただきますので、また様々なアドバイスもいただければと思います。

次の委員会については、6月の第2回定例会の会期中に参考人招致をしたいと思います。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 別にないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。